

e-Govに係る運用・保守等業務

連番	意見内容					回答
	質問／意見	頁	項目名	意見・質問等	理由(意見の場合のみ記述)	
1	意見	仕様書本紙 3.1.3	運用引継ぎ	②において、「受託者は、運用管理サービス等の操作習熟を本業務の開始期日前までに完了する計画にすること。」とありますが、想定している具体的な業務開始日をご提示願います。	引継ぎ期間として設けられる日程感の把握と、適切な引継ぎスケジュールを策定するため。	現時点では、遅くとも2024年3月30日(土)から、本件受託者による業務(運用・保守)開始を予定しております。
2	質問	仕様書本紙 3.1.8 仕様書別紙1 2.2.6	ドメイン管理用レジストラ変更 IT資産管理	ドメイン管理レジストラ変更や、変更後のドメイン管理に関する費用は本調達受託費用に含めるという認識で合っておりますでしょうか。		ご認識のとおりです。
3	質問	仕様書本紙 5.1	業務実施体制	④に「別途調達するソフトウェアリース事業者による再委託先となるソフトウェア保守担当事業者と密接に連携」とありますが、ソフトウェア保守については仕様書(別紙1)項3.2「インフラストラクチャ及びプラットフォーム管理」記載の通り本調達受託者の作業範囲となる認識で合っておりますでしょうか。		ご認識のとおりです。 リース対象に含まれる保守サポート経由で提供を受けるパッチ等の反映は、仕様書(別紙1)項3.2「インフラストラクチャ及びプラットフォーム管理」記載のとおり、本業務受託事業者による作業範囲となります。
4	意見	仕様書別紙1 2.1.3.9	サイバー攻撃対策	①～③において設定追加等により誤検知が発生し、利用者影響が生じた際の対応について記載するのが良いと考えます。	レート制御閾値の変更や、脅威トレンド情報に基づく防御を行う際、正規利用者が防御されてしまう可能性があるため。	いただいたご意見を踏まえ、2.1.3.9に④を追加し、「①から③に示す追加設定等により、万が一利用者影響を生じってしまった場合、影響程度を勘案し、該当設定の切り戻し対応を行うこと。また、利用者影響の発生が特定の利用者又は利用者群に限定されていることが明白な場合、これら利用者に対して例外措置を適用することにより、①から③の追加設定等の効果発現と、利用者影響極小化のバランスを確保すること。なお、追加設定等の内容及び例外措置の適用是非については、当庁との協議を踏まえて決定すること。」とします。
5	意見	仕様書別紙1 3.3.1	アプリケーション保守	アプリケーションに起因した障害のうち、アプリケーションのバグについては、本システムの設計・開発事業者様の責任のもと対応いただける理解でよいでしょうか。責任分解の整理についてお示しいただきたい。	レート制御閾値の変更や、脅威トレンド情報に基づく防御を行う際、正規利用者が防御されてしまう可能性があるため。	本システム設計・開発業務に係る調達仕様書において、契約不適合責任について以下のとおり定めております。 ご指摘のような障害等の発生時には、当該記載に基づき、適切な対応を行うこととなります。 7.2契約不適合責任 ①受託者は、本仕様書によって示す作業内容及び「3.2.1納入成果物」に示す各成果物について、契約不適合責任を負うものとする。また、各成果物に本仕様書によって示す仕様等に適合していない事実が判明したときは、当該不適合がデジタル庁の指示に基づいて生じたものである場合を除き、主管組織による通知から1年以内に受託者の責任及び負担において速やかに修正等を行い、指定された日時までに再度納品を実施するものとする。なお、修正方法等については事前に主管組織の承認を得てから着手するとともに、修正結果等についても主管組織の承認を受けること。 ②①の場合において、受託者が主管組織による指示が不適当であることを知りながら、又は過失により当該事実を知らずに告げなかったときは、受託者による契約不適合責任の対象とする。 ③契約不適合責任の存続期間は、「3.2.1納入成果物」に示す各成果物の納入後、3年間とする。
6	質問	仕様書別紙1 3.2.2	保守環境維持管理	①において、「受託者は、本システムに対する保守業務を行うため、本システムの本番環境及び検証環境とは分離された保守環境を整備すること。」とありますが、保守環境はガバナメントクラウド上ではなく、受託者の環境下において、整備する理解でよいでしょうか。	契約不適合(瑕疵担保)責任に伴う責任分解を明確にするため。	ご認識のとおりです。